

立川市図書館資料収集基本方針

はじめに

立川市図書館では、「立川市図書館基本計画」（平成22年5月策定）および「立川市第2次図書館基本計画」（平成27年7月策定）にかかげる、『立川市図書館の図書館づくりの5本の柱』を実現するために、サービスの根幹をなす図書館資料の収集について、基本方針を定める。

『立川市図書館の図書館づくりの5本の柱』

- 1 身近なところにある図書館
- 2 暮らしに役立つ図書館
- 3 親しみやすく利用しやすい図書館
- 4 誰でも利用できる図書館
- 5 読書の自由を保障する図書館

1、目 的

この方針は、立川市図書館が、図書館法に基づく公立図書館として、立川市民に責任をもった図書館活動を行うための、最も基本となる図書館資料の収集について、その収集の基本方針及び必要な個別方針を明らかにし、業務遂行のための指針とすることを目的とする。

2、基本方針

立川市図書館は、図書館法に基づく公立図書館として、すべての市民の知る権利、学ぶ権利を保障することを第一の原則とし、「図書館の自由に関する宣言」（1979年改訂、日本図書館協会）を尊重し、「図書館員の倫理綱領」（1980総会決議、日本図書館協会）に則り、次のとおり収集方針を定める。

- (1) 特定の思想、信条、宗教等に偏ったり、あるいはこれを排除したりせず、市民に対して公平な資料収集を行う。
- (2) 市民の要求を尊重し、これに十分に応え得ると同時に、つねに時代の変化に対応する資料収集を行う。
- (3) 公立図書館は、市民に開かれた図書館の方向を志向し発展してきたが、さらに多くの市民が利用できるように、資料構成の上でも開かれた図書館を目指す資料収集を行う。
- (4) 市民が、自立した個人として、過去を考え、現在を生き、未来に思いを馳せ、人間と社会のより良き向上と発展に寄与するのに役立つ資料収集を行う。
- (5) 市民の生活、仕事、暮らし全般に渡って役立つ資料を収集するとともに、市民が、人生の折々に、良い本に出会え、読書の喜び・醍醐味、人生の潤いを得ることのできる豊かな資料収集を行う。
- (6) 市民が地域社会の一員として、地域の行政や文化に関する理解を深めることに役立つ資料収集を行う。特に、立川市に関する資料は、すべて収集する。
- (7) 蔵書構成は一般書・児童書・YA（ヤングアダルト）資料・地域行政資料・AV（CD等視聴覚）資料とし、部門別の蔵書構成を画一的な数値によって決めていくという考えはとらず、全体のバランスを考慮に入れながら資料収集を行う。地区館は、児童と高齢者にも重点を置き、利用者の生活に密着した資料を収集する。中央館は、一部地区館としての機能を持ちながらも、市民の調査、研究に役立つ資料を、可能な限り収集する。
- (8) 図書に限らず、新しい媒体による情報についても積極的な提供を行う。

3、資料別の収集方針

- (1) 一般書 立川市図書館(一般書)選書基準参照
- (2) 児童書 立川市図書館児童資料収集方針参照
- (3) YA資料 ヤングアダルト資料収集方針参照
- (4) 地域行政資料 生活の基盤となる地域や行政の情報、生活情報だけでなく、その地域の歴史・文化・地理そして風俗や習慣に関する情報を収集する。
- (5) AV資料 CD・DVDの選定はベストセラーものに偏重することなく、子供から年配者まで幅広い利用を視野に入れ収集する。また、各館単位の選定において同一CDの複数購入は避け、多種類の収集に心掛ける。
- (6) 外国語資料 一般書は中央館で収集する。児童書は中央館中心とし、一部地区館でも収集する。英語・中国語に重点を置いて収集する。
- (7) HC（ハンディキャップ）資料 借用できるものを除き、必要に応じて録音図書又は点字図書を作成する。
- (8) テーマ図書、特別コレクションのある図書館は、このための資料収集を行う。

4、資料選定の方法

資料（図書・AV等）の選定は、この基本方針に基づき、図書館職員全体の参加のもと各地区館での予備選定会議の後、図書館全体での選定会議を行い、立川市図書館長が決定する。雑誌・新聞の選定は、雑誌担当者会議で行い、立川市図書館長が決定する。

昭和 45 年 8 月 6 日原案作成

平成 9 年 1 月 7 日改定

平成 22 年 4 月 20 日改定

平成 27 年 4 月 1 日改定

平成 27 年 9 月 1 日改定